

地域における農林水産物等のブランド化に向けて

～地理的表示保護制度がスタート～

これまでの地域ブランドの事例

事例「市田柿」

(長野県飯田市・下伊那郡)



- 上品な甘さを備えた市田柿が全国的に有名になると、「中国産市田柿」と称した中国産干柿が出現。
- 模倣品の防止と市田柿のブランドイメージを保護するため、地域団体商標を取得。
- 「衛生管理マニュアル」及び「衛生管理マニュアル表」を作成し、衛生管理を徹底するとともに、「市田柿品質基準」の導入等によりブランド価値を高める取組を推進。
- 地域団体商標登録を契機に産地の結束が強まり、12月1日を「市田柿の日」とするなど産地全体としてのPR活動を実施し、産地の活性化に貢献。

EUの地理的表示登録商品

カマンベール・ド・ノルマンディー(フランス)

- 特徴：どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

- 地域との結びつき：フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマンディー種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。

※「カマンベール」の名称自体は、誰もが制限なく使用できる。

地域産品の名称を知的財産として保護する「地理的表示保護制度」の運用が、平成27年6月からスタートしました。今回、この制度の趣旨と内容等についてご紹介します。

1 地理的表示保護制度とは

地域には長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壤などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った商品が多く存在しています。これら商品の名称を知的財産として保護する制度が「地理的表示保護制度」です。

具体的には、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている商品について、その名称を知的財産として保護するもので、世界の百ヵ国を超える国で制度化されています。

このたび、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示保護法) (平成26年6月成立) の下、27年6月1日から制度が運用されることとなりました。

2 期待される効果

農林水産物・食品の地域ブランド化の取組はこれまでも行われてきましたが、品質の管理や権利侵害への対応について課題がありました。また、商品の名称を国が登録し、その表示等の不正使用を防止する措置を講じる商標制度では、これらを解決することが困難でした。

今回、地理的表示保護制度の導入により、生産地や品質等の基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、統一マークを付すことで、

① 他の商品との差別化

② 行政による不正表示の取締りが可能となり、特に、②により、訴訟等の負担なく、地域のブランドを守ることができます。

地理的表示のイメージ ～○○干柿(※架空の農産物)を例に～

生産地



- 人的な特性
伝統的な製法
地域伝統の文化・行事 等

- 自然的な特性
気候・風土・土壤 等

「主として帰せられる」
「結びつきがある」

商品の特性



- 品質
特に糖度が高い
もっちりとした食感
- 社会的評価・評判
市場で高値で取引
農林水産大臣賞受賞
- その他
きれいな飴色
小ぶりで食べやすい

地理的表示

○○□□
地名+商品名



- 地域と商品の特性が結びついた商品の表示。



GIマークは、真正な地理的表示産品であることを証するものです。

マークのデザインは、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

※ GI:Geographical Indication (地理的表示)

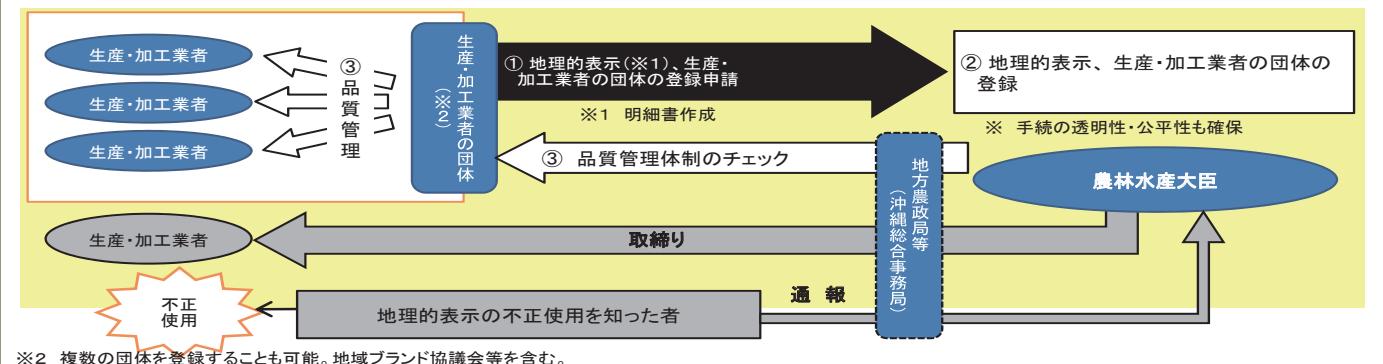
生産・加工業者の団体は、「地理的表示」を申請書と添付書類（明細書、生産行程管理業務規程等）により、登録申請し、申請の受付後、3ヶ月間にわたる第三者からの意見書提出の期間を設けます。その後、学識経験者の意見聴取を経て、農林水産大臣が審査の上、地理的表示、団体及び品質の基準も合わせて登録します。

② 登録後

地理的表示保護制度の概要

ポイント

- 農林水産物等の特性を国が保証し、その名称（地理的表示）を登録
- フリーライド・模倣品（地理的表示の不正使用）を国が排除
- 地域の生産者全体に地理的表示の使用を許容



制度創設の効果

① 生産者利益（地域の知的財産）の保護

[農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上]

② 需要者利益の保護

[高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保]

● 地理的表示保護制度活用支援中央窓口（フリーダイヤル及びインターネット）の開設について

農林水産省では、平成27年6月1日から、産地や生産者団体等からの相談窓口を開設しました。

・電話でのお問い合わせ先

0120-954-206

受付時間：平日10時～17時

※平日の12時～13時、土曜日・日曜日・祝日、

夏期（8月12日～8月17日）・年末年始の休業期間を除く

・インターネットでのお問い合わせ先

<http://www.fmric.or.jp/gidesk/> [外部リンク]

● 地理的表示保護制度に関するお問い合わせ先（沖縄）

沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課

電話番号：098-866-1673

沖縄においては、地域資源が豊富にあることから、本制度の活用により地域ブランドを創出し、農家所得の向上と地域の活性化につなげていくことが重要となっています。地理的表示産品の登録に向けて取り組むにあたっては、今回、左記のとおり相談窓口を開設しましたので、地理的表示保護制度を活用した農林水産物・食品のブランド化にお役立てください。